



源氏辨了抄

八



石渠文庫



湏磨

牙并又初とめて巻のむす源氏世の家の三月
うり廿六の之月までのあり世の家秋より
廿六の暮迄のゆい不記して前巻とい巻の
あつとりの内を流の定の除名のゆいなる
へ

かの湏磨

源氏への浦へ隠居のゆいなり

原の平中納言とれと湏磨へ頼居せらるひ
初平中納言のりかされまじり又周忌の
兄の管叔と弟の蔡叔とを言まへた遠まじり

子孫と東征一こりり居給へるも此せりされば掛
卷と文王乃子武王の弟との終も裏も一時事大座
の謗言より常相善のた辻も比一恩賜御衣
あざり又延長第一のまゝ西宮のた大座源高明の
賢才あり一の更衣版くらより下と成給ひ
一が多田満仲が終もて六十三代冷泉院安和二
年三月廿六日大宰府にた辻あり一も比
源氏も三月廿日あまの都もれ終よと申又
桐壺帝の延長も比とれ源氏も言明公のどく
版くらより下とより終へり又野田小野 三才

仁明の帝義和二年に源氏國へ流され人
若くは海士の物多とよみ同七年四月に還され
一も比と又仁明天皇の御子源光徳道兼備の
人より一も比一も比と又十六代一
多院長徳二年に内大臣伊園公攝磨國も兼居
せ一も比に母子あひま京へのわり一科より
大宰府へた遷せられ終へりけり常長公物終も
も載より如けあまのまほ人へ終へぬ人あつまり
て一才と成給へり

ひなけ

河

叨 叨

滔漫也

仍覺此字用玉介

詳しき

實枝云尚書堯典曰象恭滔天注滔漫也貌象恭タカシ
而傲オホリ銀若滔天言不可用焉只みづりる人
三つたもや

あまをかきりにあそぶ

紙急五合やくあもろくも外外を流り流つづる感

やくヤク別別べき門門出 在原の滋春甲斐國の下

るそそ煩煩て今今乃乃きいい續續りり奇

河 かり河あれゆきゆきひらひらたたししのの合合流流のの首首途途くくり

教教よよくくれて 實枝云教教よよくくるるへへ世世よよくくるる心

命命なりなりききいいんんくく 壽壽者者多多厚厚 壽壽

巧めり志志ことさつさつ所所まよ

花鳥花鳥云云川の物物流流あめあめ乃乃下下とさつさつ所所まよ

たかたかかかけけりりああとととととと又又日本日本紀紀よ

神功神功皇后皇后三三韓韓とと征征しし後後新新羅羅王王乃乃誓誓のの辞辞

子子東東乃乃日日交交西西よりより出出河河礼礼那那礼礼川川ののささ所所まよ

ああががれれ川川のの石石ののりりてて野野ととああんん流流りりいい水水調調也

とと追追物物せせどどととつつへへりりあありり皆皆ああららずずささるるれ

吟吟之之云云三三韓韓大大新新羅羅百百濟濟高高廉廉云云東東坡坡三三頃頃年年三三韓韓使使註註高高廉
謂謂之之三三韓韓曰曰辰辰韓韓曰曰弁弁韓韓曰曰馬馬韓韓皆皆高高廉廉之之地地也

みみががりりののととここたり 過過急急やや懈懈急急ええああららずず 漢漢氏氏七七歳歳よ

て又^カく^ハの^ハりて^ハ学^ハ文^ハと^シて^モガ^ハは^ハり^ハぬ^ハぬ^ハ
 あれ^ハ災^ハと^ルや^ハ存^ハ子^ハ乃^ハ傷^ハの^ハガ^ハは^ハり^ハぬ^ハぬ^ハ
 人の^ハ傷^ハの^ハ博^ハ学^ハが^ハら^ハ計^ハえ^ハて^ハ益^ハあり^ハ縦^ハの^ハ報^ハぐ^ハ
 一^ハと^ハそ^ハく^ハの^ハ切^ハり^ハて^ハ目^ハき^ハく^ハなり^ハす^ハ等^ハの^ハと^ハそ^ハく^ハ
 よ^ハ切^ハり^ハて^ハ抱^ハく^ハす^ハ七^ハ書^ハの^ハ讀^ハ義^ハを^ハり^ハて^ハも^ハ武^ハ勇^ハ
 る^ハす^ハる^ハもの^ハの^ハや^ハう^ハを^ハ習^ハふ^ハも^ハガ^ハは^ハり^ハぬ^ハぬ^ハ
 ら^ハぬ^ハべ^ハえ^ハの^ハう^ハす^ハ法^ハを^ハら^ハひ^ハて^ハも^ハ情^ハ乃^ハく^ハ醫^ハ
 學^ハと^シて^モ療^ハ治^ハを^ハら^ハぬ^ハぬ^ハ一^ハ末^ハ世^ハの^ハ學^ハの^ハい^ハは^ハ
 用^ハと^シ利^ハ欲^ハとの^ハなる^ハす^ハら^ハゆ^ハ佛^ハ祇^ハ乃^ハ内^ハ證^ハの^ハも^ハじ^ハ
 き^ハガ^ハは^ハり^ハぬ^ハぬ^ハす^ハ自^ハ身^ハ乃^ハ功^ハの^ハなる^ハと^シて^ハ學^ハ文^ハ

す^ハれ^ハば^ハえ^ハガ^ハは^ハり^ハぬ^ハぬ^ハを^ハ見^ハず^ハ人^ハも^ハ吾^ハより^ハ
 たり^ハぬ^ハぬ^ハ教^ハど^ハして^ハ人^ハも^ハの^ハさ^ハび^ハら^ハゆ^ハ人^ハの^ハ自^ハ然^ハの^ハ
 名^ハ利^ハの^ハも^ハなり^ハぬ^ハ初^ハの^ハなる^ハと^シて^ハ不^ハ學^ハ
 一^ハと^ハそ^ハく^ハなり

と^ハら^ハつ^ハつ^ハと^ハと^ハ
師^ハ天^ハの^ハ尚^ハ書^ハの^ハ典^ハ曰^ハ放^ハ驩^ハ于^ハ崇^ハ山^ハ
 崇^ハ山^ハと^ハ南^ハ齋^ハあり^ハと^ハ泊^ハして^ハ南^ハ方^ハの^ハなり^ハ也^ハ
 そ^ハく^ハ人^ハの^ハ放^ハ逐^ハして^ハそ^ハの^ハを^ハ蕭^ハと^ハす^ハ人^ハの^ハ能^ハく^ハ入^ハり^ハぬ^ハ也^ハ
 一^ハと^ハそ^ハく^ハなり

と^ハら^ハつ^ハつ^ハと^ハと^ハ
 林^ハ養^ハ乃^ハ末^ハの^ハ息^ハの^ハ詞^ハは^ハの^ハなり^ハけ^ハる^ハも^ハか^ハり^ハぬ^ハ

乃水方にいしりやましくとんゆらひ春宮の御代
 心せ是あり人なれば理子びんあめりき
 又朧月靴の内納子密通い人乃つひおきて
 しまれ共昔歌えん後云乃つひまけ成りてた
 遷ありしえん世と道て乃り子せんとの後之
 只か心も罪科とい知りて凍法より子詞あり科
 ありしとせりよ世の習へ居る力をつりし
 義なり人のあさりはものよわごとくすちん
 災るまきもの
 心せえんかあり

可
 心せえんいふ胸まきかして心いさよむびくは

曉乃別へ
 花鳥云紅文通別賦曰黠然銷魂者

唯別而已云黠上色一然傷別也平聲深黒也

復していつた荒ゆらん
 宴の洞ととりて後成

荒とら林乃庭と衣られきて消ん露の夕言

け物候より後代の方いむとゆゑ一これれ作共の

此物語と取用るも中とるらんあや

ひもやこりり
 直隠 仙居 用和なくしてあり

わらるや

くら乃交
 雲 帥宮へ假名まらしく書落し

やまらと申すこと。そのとらむへ

さすくへ 伶使サスエ又龍鐘サスエ 仙源抄 伶使也ハダシ 使老也シヨウ

搜同ソウ乃ふふゆや 鈴スズ 鈴スズ力丁切行不正テラス

鎌扶カマ切キ鈴スズ行ユク

いふの中ウチノナカがやう

古今いふらん忠臣の申すまはる世の記よの字えシ

あしあし無名 日牛記 川カハ子コ及ト何ナニも

もあつてやし

君すまへ頼の少シ也の庇カシも何ナニもか一のまをシ

あしがなれぬ ありやうや

いひあひて地チよはは我ワ神カミ子コ宿ヤクら月ツキえあアがなれ

あしあし後撰十五

ゆきえとあしあし後撰十五の忠チウまはる目メのあアがなれ

あし乃げん 貴券キケン之文ノモノ證シ也 券ケン一約イツ契キ也

水山へまうで給ふ 弄シ云ク天曆テンリキ乃ノ後ノチ岩イハ家カと

いふあしあり松崎マツサキの奥ウラ乃ノ名ナ不フ之シ子コはハ也ヤ

天曆テンリキの壬午ニヌ二代ニダイ村山ムラヤマ天テン皇スミ之シ葬ムスビ村ムラ上ノ山ノ陵ノとあり

又マタ栄花エイカ物語モノガタリ子コ寛弘カンコウ八年ハチネン六月ロクゲツ廿一日ニニヒト云ク云ク云ク云ク

一條イツジョウ院イン山ヤマ崩クズレ同ドウ七月シチゲツ八日ハチノヒのゆユ之シ忠チウ家カとトいふ

葬ムスビとあり 拾芥シツカ抄セウ下ゲ靈レイ所ショ部ブ石イシ教キョウ西園寺シエンジ東トウ

かみおろしきとへたりしうもつりかみ

選集抄に卷云西宮のたは長高明公孫大納言俊賢

卿の一男子中納言顯基の詞を罪多くして配

西の月と見えや

長魚の比 けつよて月よりしりは磨へた

近三月乃た日あまりとあれはは磨のせぬと連

歌にして昔はまは用しとや

二条院 案上や案上への又あまの器

より末よまのりあり

松嶋乃あまのともゆも 柳巻子教壺中宮入る

の字を成経へ海と居よそへり柳巻よむへも

いあろとつし詞ありそ末よ後撰十女素性がす

松うらつ今日をさむじもいあまの垣より

と川首尾や

みきのゆきりて けつと見涯と題てや

君より涙からきひけ川のけつよりてさよむとや

ありずまの

白波の立よとてさよむの海人のみらあはれん

大との 致はたはや一物たはとも大教とつ

通開しとつ詞や

あしと

誘こゝろの字もや

かろり

縑きん 縑きん 縑きん 縑きん 縑きん

河海くわかい云い縑きんハ直衣ちかひの消しょう

や平消へいしょうの直衣ちかひや 弄花ろうか云い平消へいしょうの直衣ちかひ指貫さしぬいの地ち

乃なりもや 細流さいりゅう云い平消へいしょうや 涼りやう云い乃なりせられ亭てい宿しゆくあれい

乃なりまうりとりり 王德記わうとくき云い平消へいしょうの直衣ちかひや

さくね鏡かがみとの消しょうひ

い巻まき源氏げんじ乃なりま

乃なりうてさすくぬれ君きみつゆりさくね鏡かがみの消しょうひ

さるぬ消しょうひしすね柱はしら

乃なり消しょうひさすていりさくね柱はしらもじゆすやゆりさく

しすね柱はしらもあひやすん

乃なり消しょうひさすていりさくね柱はしらもじゆすやゆりさく

いすまくと路みちあり

別わかていりさくね柱はしらとあひさくね柱はしらの命いのちは

人ひと乃なり消しょうひさすていりさくね柱はしらもじゆすやゆりさく

海うみせど

乃なり消しょうひさすていりさくね柱はしらもじゆすやゆりさく

乃なり消しょうひさすていりさくね柱はしらもじゆすやゆりさく

乃なり消しょうひさすていりさくね柱はしらもじゆすやゆりさく

乃なり消しょうひさすていりさくね柱はしらもじゆすやゆりさく

乃なり消しょうひさすていりさくね柱はしらもじゆすやゆりさく

この娘の平安をて運流のいさなまきなりや

水さいのそとをね人のそとをそとをね

けつ帝と殿とる初也水龍愛中肉結のうとと

そのまてきて源氏がり流罪せしめ流刑法の

たさうね世とのそとをそとをね

忘流つりあけよて天下の鏡とちちんまもや

世中を何らよつけてもあらねまきめめ

上一人と初たてまつり合際よとてい音よつて思

ふにつけ若計や樂とつよひすゐの一よてねか

い若や大人が若かり松葉の落すくまき

葉の落すくまき

つげり世よといきよようね人の

後世

契りめとや

若引ん後の何せんけり男乃るそくかんまくつれ

うらぬりあつてめれんごらう

春宮の源氏の後回るれば源氏も何りて運流の

えうて桐壺帝の八宮と東宮よとて朱雀院の

位とつてせまんと企流よとてそれたるひあう

ねゆへは八宮の字法之に龍て優婆塞宮とりこ

聖帝の成ん葉子母后の企たれいようね

との終へり

細流云漢高祖八男あり其申淮南厲王と名取の
母とあり養て後謀反のあり今八宮よ准ず
へきま也

世とれんの終よ由つりごらる

帝のれんの終よ由つりごらる
一
不きくかきしすすゆへ母后の怒きくへつりま
と在大臣外祖よてけあ人よる由よまらつり
何ちゆへ帝のれんよありのたえつりぬねと也
とよとのむけりるに賢臣と輔佐と終りぬぬ不

正しき也

仍平中納言の園吹みゆりせしむらんう波

孫人の被すれり成りり園吹にゆり波磨のり向

復の初は仍平の中納言乃園吹とゆりといひらん西の浦
波とりゆん也前よん恩の結丹と事安よ浦波と
事る情情執り仍平の方よるまへる忠見
りありよ

結丹の園吹とゆり安毎よ替打とゆり波丹波

枕ととびごりよ
遺愛寺鐘歌枕聴 樂天

まら〜〜〜ごりよ

河津の浦にほねる海まゝ石の枕もふれぬぞあり
あつこく風や吹らん

可 波の沖のむらさきぬへさつこく風をうら
家のかととりて定家

新古今集 神子あけまぬ旅の夢もみじきつこくか
人こころをえし海山のありさぬ

卷のよき流が初ま人乃あつこくつら海山のあり
あつこくつら流が初ま人乃あつこくつら海山のあり
あつこくつら流が初ま人乃あつこくつら海山のあり
あつこくつら流が初ま人乃あつこくつら海山のあり

千枝常則 友人 法師入 延長の代也

らいたれまれらかづらやんやうらう

神代卷の二世三枝云彦火と出見尊秋之曰

瀧つ多鴨着鳴よ我が寝し妹いわと代の子は

河海云沖はまの鳥のよきあつと鳴よ似せて沖は

とわくよあり詩はも鳥舟と作せり鴨つ鳴い

舟のつて鳴や

舟のつて鳴て啼し急からのるよ海へるよ

藤原菅根綱臣

古今 結風を髪とみまほげてふ船はあまねくふるは
雁陣易達 秋嶺と 鳥舟難辨 夕陽中

雁乃つらりつらり人の陣取よひききん也
雁槽とて石の夢とかりをすよ喻り梶の若
そ何のや

初宿いさひ人のつられや旅乃をよぶ志のせき
初宿いさひ人のつられや旅乃をよぶ志のせき
初宿いさひ人のつられや旅乃をよぶ志のせき
初宿いさひ人のつられや旅乃をよぶ志のせき

常世といふ雁も古来かくりあるく水と國とすれに
常世といふ雁も古来かくりあるく水と國とすれに
常世といふ雁も古来かくりあるく水と國とすれに
常世といふ雁も古来かくりあるく水と國とすれに

とくみよゆら也燕いさひが旅や春いさひとくみよ南
とくみよゆら也燕いさひが旅や春いさひとくみよ南
とくみよゆら也燕いさひが旅や春いさひとくみよ南
とくみよゆら也燕いさひが旅や春いさひとくみよ南

月のか乃とまのり終行よ 聖廟後集曰

月顔似鏡無明罪 風氣如刀不滅愁

二千里外故人の 詩友の元稹も月子寧せん

さひやりつららんや 二千里外故人の 樂天

三小夜中新月也 二千里外故人の

於禁中對月寄元稹句の一句也禁中の月い
世の月のまゝ矣つららんとくみよ新月と作しとて
後唐の浦い月もワびしきつららんとて禁中の新月

まんのんゆ

帝やほつふとのほをせり

柳巻子あり

ぬすの帝やほつふとのほをせり

その親人乃 柳巻子朱雀院帝と源氏と昔

物語し終り時朱雀院いみまの伊勢下向とこ

里のい源氏い野宮乃とこり終り

恩賜御衣い今あま

天神在遷の耐々宰府より乃詩 聖廟後集云

去季今夜侍清涼

秋思詩篇獨影腸

恩賜御衣今在此

捧以毎日祈餘香

師云

た遷われ帝へいみまり 恩后の志とこ也

天神の在遷子因 菅原是善卿の南

庭よみ六歳乃義貞より化現し終り六代

醍醐帝昌泰二年二月子大臣の太持より世終り

阿よ中流大臣とゆふ大職冠九代の孫昭宣云弟

一の男皇后の兄より六代村と帝の御

伯父也攝家もれれ官位も禄賞も菅原相子被

越しつゝ憤て菅原相世終り私わり不知民怒

以非為理より説奏寸由子世三人乃申も官人

の男子い引分て四方の國へ流と弟上の姫君と

水方みぎのへの部とく子留とまりより

菅家御作

自從より敕使ちうし馳將ちしやう去さ

父子一時いちじ在處ざいじよ離り

口くち不能あひあひ言眼あひあひ申まを血ち

俯仰ふげう大神おほがみ与よ地祇ぢぎ

水方みぎのへより副たごられたる水使みづつかひの通とほよりかへるよりあり

君きみがすむ宿しゆくの相あひまとゆしくもわづらまてよかみか

けしむや有ありやとよふや父子ふし一ひとまよ居ゐる人ひと継母ついでの

魂言たまごまのなれぬやのやまして君臣きみぢんのつらなれを

昌泰しやうたい三年正月しんげつ廿日にじふにち被おほ貶おとし謫おとし太宰たさい權師ごんし筑前ちくぜんへ赴ゆ

延のび喜よろこ三年一月しんねんいちげつ廿五日にじふごにち薨しゆ

逝し也なり貶謫おとしの職原しやくげんの字なづな也なり貶損おとし也なり謫責おとし也なりその後そののち

時平ときへいも息女めいむすめの女むすめ也なり孫まごの春宮はるみやうもせ給たまふ二男ふたにん八

條じょうの大おほ保保たへたへ忠ちゆうの重病じゆうじやうとけり茶師ちやし治ちをよむ

子こ十二じふに祿將ろくしやうの才さい上かみ宮みや毗羅ひら大將たいしやうとよむとこを頭かぶ

切きりとせりて絶たぎ入いれせり臆病おそ病なり生なまれ付つけ也なり

三男さんなん敦忠とんちゆう申まを納言なつげんもうせ給たまふ皆みな菅家すげの罰ばら之の惡あく

目め惡果あくくわ歴然れきぜん也なり延喜えんぎ十年じゆねん五月ごご二日ふたにち京師きやうし立た百十

七家しちけ火ひ亡なも菅すげ灵れいの崇たか也なり天道てんたう菅すげ灵れいと毗ひて赤あか

代しろ魂たまご者もの乃すなは戒いさめとせり野の主ぬしとて魂たまご者ものの實じつ否やと

弘明こうめいめられぬとと天道てんたうよりて末世まうせいの言ことなり示し

流ながりぬのこち十一代じゆいちだい末すえ崔すい流りゆう乃すなは天慶てんけい九年くわんねん子こ逝し以もつ

國比良の社の祢宜良種子記して大内きののの山野子
 千本の松一敷子せしりし建社壇より
 次年天曆元年子天神始過山野流ふ之天曆
 六十二代村上天皇の元年之十六代一條院より
 正一位大政大臣賜名勅使常原幹正河内
 前安樂寺へ下詔書と讀より天子怒ありて
 昨為山鞠家悲士
 今作西都宮船戸
 生恨死歡其我奈
 今願望足護皇基
 之の比大貳 一但五ヶ年にて六年め子上海より
 也之國ハ一但四ヶ年といわす年めれのり也

第本子委注一平

大宰府 都督 帥 親王位 權帥 右御云下位
 大貳 奏議兼官又 小貳 大監 權大監

權帥が親王のよりりし吏務とす權帥が代時ハ大
 貳吏務と司也

せしえう 水子つきり遊と道遠といふ
 人かごめり

今 今ぞ我と人かごめり大赤のゆごりにゆきに御
 けす大詔ハやりそく志づまりる記也
 藻汐草云ゆごのにはゆきとる記乱る也

いりせんとい

古今雜下子湯波園子流る

てゆかり時あら

あしきもの別はあつて海士の魂はいりせん
むまや乃何んか〜と〜と人々何りちを海で
めらさまりあべくるんかびえさ海

河海云常蓋相落前下流小時播磨の明石の驛

みそ驛長いみ〜く〜り乳色をばらんトそ

驛長莫驚馬時雲改 一葉一落是春秋

以詩也半付す〜はひみ詩也 日本記には号

とまてはつ〜ことよむ五回〜或は句詩とて讀

絶句まていあ〜一句の詩也

石富抄出云大貳の内乃者其徳と作〜らるゝ

あ〜と表あら言傳を〜と源氏の〜よま〜らぬ

人よひやうとほゆま〜す〜て〜やゆい志

のゆくゝとあれい回〜んやみ節君へ花散里春

まそ源氏のさひ人きり〜くべい浦よま〜ら海

り〜きのゆとそ

この世乃あら〜い

官情蕉葉鹿世味 繆心虫

浮世よや〜い〜を念出よ〜ら〜ら

列子曰鄭人有薪於野者遇鹿斃之恐人見之覆

之以蕉不勝其喜而遺其所藏遂為夢云

廉と得らるも失らるも若し夢中や官江のふ

約も夢のほろもきこや家子つれり多れ地

世の味乃字は付てとろし一平

の廉とるとつひらん人

史記秦始皇本紀曰八月己亥趙高欲為亂恐群

臣不能聽乃先設驗持鹿獻於二世曰馬也二世

咲曰丞相誤耶謂鹿為馬問左右左右或默或言

馬以阿順趙高或言鹿高曰陰中諸言鹿者以法

云趙高の亂とつとらんをせしと漢氏の畜今子

一ろめさるあろ子はと漢氏のたてと

づらんこと趙高子阿順してるとつひり子と

て魚底の流ふとや 左丞相の大臣也

のろり里人 師云 故郷の人や都人の子や

絶句子 故園今在灞陵西の道よりく長安と故

園とよはる者細送と指て為故郷婦人湯家

為飯之例也云 連歌子 故郷子都面と嬉ふも

人より種のものふと故郷とすら我もや

我乃後の夢 詞詠下子 趙王眠君

胡角一聲霜後夢 漢宮百里月 前腸 後江相云

胡人以彌知時昭君漢と出六秋也漢宮よりハ
月を足て他とやり一ハ胡へ赴て一月を足て却
てありし也

前漢第十元帝時匈奴單于來乞公主元帝詔令
益工圖三千女見以醜為与胡人宮女以金玉賂
益工昭君以三千第一妍不賂匈奴君とめく益工
也匈奴國へつるる畫公リ名毛延壽といふ

ゆりのうへに秋あき定もみゆ 細流云故宮詩云

終夜床底見青天

そよこれしにゆく也 帝丞相の詩よいく

莫教桂芳半且圓 三千世界一周天

天廻玄覽雲將霽 唯是西仍不尾遷

天ハ尾遷す子刻より子刻まで毎日一周天

三百六十五度五分度之一なり日月ハ尾遷す日ハ

一日ハ天の一度とめり月ハ一日ハ天の十三度

十九分度の七めぐり也日ハ一年ハ一周天右遷

す。月ハ三十日ハ一周天右遷す。日月ハ西より東

へ右行すれ共毎日尾のる東より西へ行やうる

ハ天の尾行よるよりゆへ也蟻磨の喩よりよく

とくくや茶臼のうハ臼に蟻を灰ありりせ

磨とたへぬるをい様もすのちやきゆへうらま
 かり子たへありくくくや月と坂をい天竺ま
 かり暗てぬや源氏の説言い暗るりきくた
 遷るるとや人のた遷といふたまよありり
 やた道ののちま子南面の圖をし西子江の
 近東にゆくいた近也
 くらうにのらう高にも

くらうにのらう高にも
 くらうにのらう高にも
 くらうにのらう高にも
 くらうにのらう高にも
 くらうにのらう高にも
 くらうにのらう高にも
 くらうにのらう高にも
 くらうにのらう高にも
 くらうにのらう高にも
 くらうにのらう高にも

例也

弄花云采花物語のちよ長徳二年よ内大臣伊周云
 た近四年廿二とらりほていへらそのわりあ
 了きまげよあひ祓よあでた一のえ源氏もか
 くやわりとんと見まらるる源氏と同一時代の
 平家物語云一条院長徳の元花山法皇江の袴
 とつきのべをてとてまうり高足よめまれ
 以腰とけきせ給ひて教あしく西遊ありりよ肉
 大臣伊周云奏せしうきりわりて小教文りごり
 系圖子是とんて變化の者ごとく得て射まり

此の罪八鹿子及一法家劫之れぬ代平
城の大岡の例は死罪一等と定て遠流之
三つに義より一法家人かしく誓きく後地
腰よりけてきんがきりてを不知して射
一伊園ま糾る一古来刑法子青黄肆赦
とあり威儀と能く一後と久法は法の不
義く古来大人のからと悲びく一法は如
計の罪ありし可勝計

説苑九卷曰吳王欲從民飲酒伍子胥諫曰不可
白竜下清冷之淵化為臭澳者預且射中其目白

竜上訴天帝曰當是之時若安置而形白竜對曰
我下清冷之淵化為臭天帝曰臭固人之所射也
若是預且何罪夫白竜天帝責訴也預且宋国賤
臣也白竜不化預且不射今棄万乘之位而從布
衣之上飲酒臣恐其有預且之患矣王乃止
これ人のこころを竜もかきとけし一ゆへに罪
よあひよりて築牆の二字と貞の修徳也
彼よけいざと訓せり毛詩十六雅絲篇注鄭
玄云築牆者持衆攘出盛之以藁而投諸板
中やこれ築垣と後地のゆへに築也

大ま人の衣きま揚あり

百もも乃の大おほま人ひとのの衣きま揚あり

ひひららのの衣きま揚あり

後後撰撰 衣きま揚ありの衣きま揚ありの衣きま揚あり

竹たけああのの酒さけああり

河カ 樂カウ天ロ香ホウ爐カニ峯ホカ下タ新ホク上ホク山ホク居ホク草ホク堂ホク

五カ架カ二カ間カ新カ草カ堂カ 石カ階カ松カ柱カ竹カ編カ牆カ

くくああいいららししままててひひのの乃の初はつ白しろ白しろ

ぶぶすすくくららののいいんんななぎぎののいい

河カ海カ云カ圍カ碁カ 雙カ六カ 孟カ嘗カ君カ送カ之カ云カ

孟カ嘗カ君カのの齊カ人カやや周カ之カ七カ代カ報カ王カ代カ人カやや

彈カ碁カ盤カのの石カ乃カややははくく乃カ後カ立カ碁カ乃カ彈カ碁カのの也カ

至カ德カ記カ云カははぎカののいいんカ

きカれカののいいんカ乃カややははくカ乃カ後カ立カ碁カ乃カ彈カ碁カのの也カ

黒カ白カ二カ色カ也カ

心カののゆカくカいカののいいんカ

世カ中カののいいんカ乃カややははくカ乃カ後カ立カ碁カ乃カ彈カ碁カのの也カ

河カ之カ乃カややははくカ乃カ後カ立カ碁カ乃カ彈カ碁カのの也カ

飛カ鳥カ升カ

わカさカのの升カ乃カややははくカ乃カ後カ立カ碁カ乃カ彈カ碁カのの也カ

氷も多し〜みま〜

鳥島井へ大和鳥島川のありて又東の京に糸
百里少路ありてま油未詳也法と本法涼きと
さつひありて

子母の字えありて罪子何らせりてせん
世と憚り親親の中ありてまつり法へ句端

のゆゑありて世の字えと憚り〜
わろ〜し〜く〜下流へ朋友のゆゑ
早ゆり法へ君臣のゆゑと寄法
あひの〜と涙〜くま乃盃の〜

一別五年方見面

語到天明竟不眠

生涯共寄蒼波上

郷国俱抱白日邊

往事眇茫都似夢

舊友零落半歸泉

醉悲泪灑春盃裏

吟苦枝顛曉燭前

白樂天が江州へ遷せられ〜時三月晦日

夷陵と〜雨よとまりて元微之〜子別〜時

約や今宰相守約と元稹よ〜源氏と樂天よ

時分もおあすり也絶句の註よ

元稹字微之とありけ句と元定家の詠あり

りら共よめぐり河ひらら流枕涙を〜く盃

河のたに能のともよと立花のたよのや酒とらん
 けい林のやれやうまれ共は後唐の浦と立花
 と乃乃事世とよれて都へ行くやうやとあり
 石と宰相の力あてして也
 師之能の床夜と西神よめりやうの文字よけ
 義のうらや

都のつと
 都の公座と宰相すゆり後氏
 へのやけや伊保物語よたのつと
 糸へのやけし
 くらごま
 拾遺ナラ意でなとまうてふみゆら

人丸

らま河のて雲井よみゆらも
 用よあさりていつく人ぬへくれ
 胡馬嘶水肉 越鳥巢南枝
 胡國の黙く水肉よくれ旧里とよひていふ
 とやは下より糸のや
 江つがはきや井 江つがはきこめ歌好ど又
 田路とかくてあちや一ひき十みよにつがはき
 井とよていふとあり
 一ととらや

あめつらとてうごきしめよんぬ鬼津とのちと恩
とせとすの徳とてよ

海のなりてふと海とてうごきしめよ 波の白きま

道成集女流のい前をて智のひらきしりて作よ
きとてふてとわりせとてはあは

年毎よあつちとてうごきしめよ

定家卿明月記曰雨脚融地電光張食

君のやんじりらすてあは

佛儒の心地修りて道と得らる世との横難

明道よんてとてうごきしめよ

とすのこやあつちとてうごきしめよ

あの中性常人よんて

あつかい花まじりて大伴は子をてとて波の

吹てうごきしめよあつちとてうごきしめよ

流て渡敵もゆるぐとてあつちとてうごきしめよ

あつちとてうごきしめよ

或後よんてとて八月十五日のゆける極て大なるそれと

とすれ八月十五日のゆける極て大なるそれと

引かしてあつちとて

方輿勝覽一曰吳王既賜子胥死乃取其屍盛以

鳴夷之草浮之江中子胥因流揚波依潮來往蕩
激隄岸勢不可禦或有見其乘白馬素車在潮頭
者因為之立廟每歲仲秋既望潮水極大云

仲秋既望上八月ノ中也子胥ガ父ハ伍奢兄伍尚
ト云兩人ヲ楚平王ニ殺サル子胥ハ呉ヘ奔テ呉王ニ内
通シテ楚ヲ伐シム呉遂ニ敗楚子胥我ガ父ト兄ノ敵
ナレハ平王ノ墓ヲホリ尸ヲ出シテ鞭コトニ百コレヲ仇ヲ
報ストス初メ越王勾踐カ呉王闔閭ヲ伐トキ閭ガ指ニ
疵ツキテ死ス子ノ夫差立ツ子胥又コレニ事史畧曰
夫差志復讎朝夕卧薪中出入使人呼曰夫差而

忘越人之殺而父耶云我カ家中ノ人ニヨハラセツ寢
ニクキ薪中ニ子ルハ夜モ昼モ心ニワスレズ志ヲハゲミサン為
也遂ニ越ヲ敗ル勾踐會稽山ニカクレ吾身ヲ呉王ノ
臣トシ吾妻ノ西施ヲ妾トナシ命ヲ全シテ時ヲ待ント
思テ降参ヲ乞夫差悦テ和睦ス子胥諫レ拒キカス
夫差ノ臣太宰嚭詭言レテ呉王ヨリ子胥ニ属鏤ト
云釧ヲ賜テ自害サスル嚭ガ越ヨリ大ニ賂ヲ取テノコト
也子胥死ニサニ告家人曰扶吾目懸東門以觀越
兵之滅呉乃自頸ソノ屍ヲ鳴夷トテ皮袋ニ裹テ浙
江ヘ捨タリ浙江ハ杭州ノ錢塘ニテリ錢塘江ノ潮トモ

云子昏が灵作潮ト毎年八月十五日ニ高ク漲ル也
或詩ニ 一千里色中秋月十萬軍聲半夜潮

と海乃神の魂を乃いといふ物めですらひのよ

神代卷下二十三枚云兄火闌降命自有海幸弟ト

彦火々出見尊自有山幸兄弟二人相謂曰試欲

易幸遂相易之各不得其利兄悔之乃還弟弓箭

而乞已釣釣弟時既失兄釣兄忿急責火々出見

尊行吟海畔ト時ニ龍神容顔ノ美廉ナルラメテ奉

テ娘ノ豊玉姫ニ合セントテト盪土老翁ト云海神現レテ

釣釣ヲ取テトイラセントテ龍宮へ火々出見尊ヲト申

テ二年ト苗メテ尊カヘリ給トキト弩賭二千珠満珠ノ二ヲ

奉レリ豊玉姫ハ地神五代ト背不合尊ノ母也今明石

入道ヲ龍神トシ入道ノ娘ノ明石上ト豊玉姫トシ源氏君

彦火々出見尊ニナララル也火々出見尊ノ父ハ地神

三代瓊々杵尊ナリ母ハ木花開耶姫ナリ此故事ヲ

以テ覚悟シテ人々生レ付タルニ身ヲ持テ夢ノ間ノ

世ヲ過スベキコト也分ニ過タル望ヲシテモ身ニ堪トハ悪

人々草ニ生レタル者カ木ニ成タガル如クニテ我ト身ヲ苦

ムル也神ノ上ニテサト海ノ幸アルハ山ノ幸ナキ也

明石

予并は詞をめて巻名とす源氏北の歳二月より
廿七乃杖掃系すべと云うせり

松の岡やまびくみりたりと云う

周成王の時周公乃先ず管叔蔡叔といひ諸侯

周公且と説き是より周公東都に居たり二

年を秋天子雷電して風吹粟こしくくたふ

是大本の根わけより成王の時金縢の書

とひりきり給ひて周公の王室に功ありてと云ふ

の事より給ふ耐ぬ用とらまらぬと粟

かゝ大本の... 叔の徳... 成王の信... 今漢氏と因公且...
ふあずくへて也

尚書ノ金縢篇ノ注ニ金トハ鎖ヲオロシ釘ニテ打付ル心也

縢ハ緘也詩經ノ閼宮篇ニ毛萇ガ注ニ縢繩也トアリ

繩ニテカラグル也

武王己巳歲即位至二十三年辛巳克商也 壬午

有疾周公為三壇祭太王王季文王武王命請於

天為壇於南方北面周公立對三王願文ヲ冊ノ札

記シテ神前ニヨミアグルヲ冊祝ト云武王ノ定業ノ命ニ

周公ノ代トノセタリ

公歸乃内策金縢之匱中王翌日乃瘳ト書ニアルハ

祭ノ壇ヨリ歸テノコト也王ノ必死ノ命ニ代ト祈シ我

死スハ偽テ名ヲ求ルトイハシトヲ恐レテ金縢ノ箱ニ

コメテ人ノ見ヌヤウニシラレタリ又三年スギシ酉冬十一

月武王崩齡九十三也成王ノ年八十三也

鄭玄曰武王崩周公為冢宰 冢大也宰 三年服終

將欲摂政管蔡流言即避居東都成王多殺公之

屬黨公作鳩鳴之詩救其屬及遭風雷之異啓金

滕之書迎公來反々々乃居攝云孔子が注ニ弟管叔
 蔡叔霍叔トアル武王ノ弟ト云心ナルヘシ孟子ト史記ト
 管叔ハ周公ノ兄トアリ流言トハ水ノ流ル如ク跡ナキコトヲ
 言カスル也誰カ云トモナキ事也流言ノ注ヲ孔氏ハ放言
 トセリ成王ノ流言ヲ信シテ周公ヲ疑ハルニ結句管蔡ヲ
 東征ノ二年ニ周公ノ誅セラレタレ成王弥疑ハル也
 時ニ周公ノ鳴鴉ノ詩ヲ作テ三叔ヲ誅セイテ叶々意
 フアラハセリ毛詩ノ中ニコノ詩ハアリ周公虚名ヲ蒙テ
 此ニ居ナカラ云分セシハ狼籍也トテ東都ヘ引退テ臣
 礼ヲ尽セリ

秋大孰ニイメ禾獲タカラ天大雷電ニイデ以風禾則盡偃クヌス大木斯拔コトニヌケタリ
 王ト与大夫盡弁クニカスルメニ啓金滕之書コトハ東征ノ二年ニ咎トガ
 ナキ聖人ヲ流シテ召カヘサヌヲ天怒テ雷風ス畿内ノミ
 如此クニ左コトハ天ノトガメト邦人恐ル王金滕ノ箱ヲヒキ
 願文ノ策ヲ見テ罪ナキヲシリ周公ノ迎ヒラヤレリ
 王出郊テカタクニ天乃雨アリス反風禾則盡起クヌス命邦人大木所偃コトニ
 尽起クニ歲大孰ニイデコトハ成王帝都ヲ出テ郊外ニテ天ヲ祭リ
 周公ヲ流ス過アヒヲ謝ス則雨アリス風カスヲ反シテ木クニヲ吹フヲコス
 禾コトトハ米ノコト也大木クニヲコモバ来菓ノカクク百穀コト豊ホウ
 熟ス周公ノ徳也

鄭玄曰三監管蔡ト也史記世家曰武王克殷封紂子武康為諸侯奉其先祀為武康未集恐有賊心乃令其弟管叔蔡叔ト傅相之是言輔相武康共監殷人故稱監也云

書ノ大誥篇ハ武王崩ジテ三監ノ叛ヲ周公ノ東征二年

ス誅シテ此事ヲ此篇ニ作テ天下ニ告玉ヘリ

提要註曰管蔡ト群弟疑周公不利於成王為浮言以毀公而與武康ト祿父ト作亂成王二年周公居

東討武康管叔誅之放蔡叔於郭隣降霍叔為庶人云流言トハ讒言也根モナキ事ヲ云也浮言トモ云

庶人トハ百姓トナレタコト也紂王ノ子ヲ武康トモ祿父トモ云也

周大王ノ第三ノ子季歷ト子文王昌ナリ

文王ノ后大姒ノ一腹ノ子十人アリ史記世家武王

同母ノ兄弟十人ノ名ヲノセタリ文王ノ正妃大姒ノ

腹也一男ヲ伯邑考ト云是ヲ紂ガ所ヘ入質ニマリ

テ置タレハ殺シテ羹ニシテ文王ニ食シメテ曰ク誰カ西

伯ヲ聖者ト云其子ノ羹ヲ食シテ不知ト云タリ二男

武王發ナリ三男ハ管叔鮮ト云四男ヲ周公旦五

男ハ蔡叔度ト云六男ハ曹叔振鐸七男ハ郕叔武八

男ハ霍叔處ト云九男ハ康叔封十男ハ明叔季載云

男ハ霍叔處ト云九男ハ康叔封十男ハ明叔季載云

男ハ霍叔處ト云九男ハ康叔封十男ハ明叔季載云

我引者ハ

三十一

中庸注ニ鄭玄曰蔡叔既没命蔡仲云蔡仲蔡叔
ガ子也

尚書洪範曰休徴トハ美行跡ノ驗ナリ

肅時雨若トハ淫雨ナクヨキ程ニフル也

又時暘若トハ政ロクテ六日テリスグサヌト也

哲時燠若アタカナルベキ時ハヨキ程ニ煖ニテ万物生長ス

謀時寒若分リコト理ニ叶ハ寒カルベキ時ニ寒メ万物熟ス

聖時風若トハ君ヨク理ニ通ズ六五日風枝ヲチラサヌ
以上五徴

処口徴トハ惡キレシ也

狂恒雨若トハ君ノ行狂妄トハ時ナラヌ雨ニ物ヲソナフ

信恒暘若トハ君ノ行道ニタガハ旱ス

豫恒燠若トハ君ノ行歡樂ヲ過ニ寒カク時モアツク又時ガ遠ニ也

急恒寒若トハ君ノ行急ナク常ニ寒ニ

蒙恒風若トハ君ノ行闇トキハ大風常ニ多ク
以上五徴

乃くひよそ 管の日記の奇

玉鋒の乃くひよそ 君の徳を修めんとす

河海云乃の乃くひよそ

仁王會 之賢一覽愚存云二十四代齊明天皇云年

五月有司奉勅造一百高座一百袖之袈裟設仁

王般若之會臨時也河海抄云一代持統天皇御宇

辨引者

三十一

始末綱とありん物行

ひかりつづらのさづまね

氷原雷鳴也

日中紀廿二云火雨雷電

恒言乃称

神代卷上十段云伊弉諾尊築紫

日向少戸橋之様原より板原とも底筒男命

中筒男命表筒男命出生し給ふれ恒言大

神矣とあり三神也神功皇后といふもて四

所明神也万葉云恒言の意人神といふ一六称

功皇后の中や

西の海原乃波原より河原れ出恒言の称

つれぬらうらうらかハ波よあまの

古今序よりまきかかんらうらうら波ハ波乃が

由でかかれま

いへともれまひとまりて

離家三月 落涙百千行 去菅家

左傳曰公弼非王命不越境

えいすことすりころやうはて日をききよりり

歸來倚杖自歎息 俄頃風定雲墨色 杜子説

桂嶺障來雲似墨 洞庭春尽水如天 柳子厚説

藤沙草よすみ深の夕といひ詞らうきんて

さかのやとあひ
中臣後子垣乃八百倉とす
此のやとあひ
一條流代は一條大納言公任卿九
品のすの下品よ

荒垣のさかのやとあひは焼垣のくくも然る老よらふ
困乃字は病のこころに用し困困 悴也クダレシ心
タレタル

いさゝら物ものじらひや
万事に暇なかり
いともほろろなるまの道理とさるよふ又帝も如
けうりーや

位より時あやまひとありーとさかのづら
一ありさるいそのつとをさるほつとあきて

桐壺帝と延喜代まひと年一い詞まひとさるや

元亨釋書九感進一曰釋日藏洛城人延喜十六
年二月入金峯山椿山寺薙髮時年十二絶塩穀
精修六歳執金剛神二十八部衆ナドヲ使テ金峯
菩薩令蔵見地獄鐵窟中有四人其形如炭獄卒
告曰是汝本土之君臣也其君招蔵曰彼太政天
神以怨心燒佛寺害有情其所作罪報我皆受之
彼大政天者菅原相也宿世福力今為大威徳天
神汝歸本國奏國主及宰輔造一万卒都婆拔我
苦厄藏凡過十三日獲息

扶業記二十五日入死門間夢事金峯菩薩令佛
 子見地獄時復至鐵窟有一茅屋其中居四ヶ人
 其形如灰燼一人有衣僅覆背上三人裸袒踣踞
 赤灰獄領曰有衣一人上人本國延喜帝王也餘
 裸三人其臣也君臣共受苦王見佛子相招云我
 是日本金剛覺太主之子也而今受此鐵窟之苦
 彼大政天神以怨心燒滅仏寺損害衆生其所作
 惡報愆來我所我為其怨心根本故今受此苦也
 太政天者菅臣是也此臣宿世福力故成大威德
 之天我父法王令險路步行心神困苦其罪一也

預居高殿令聖父坐下地焦心落淚其罪二也賢
 臣無辜誤流其罪三也又貪國位得怨滅法其罪
 四也今自怨敵害他衆生其罪五也是五為本餘
 罪枝葉無量也受苦無休苦哉悲哉汝如我辭可
 奏主上我身辛苦早可救濟云又攝政大臣可告
 為我拔苦起一乃率都婆云
 みよりりひきこら子のわり 地獄より身終り
 神や梵よふ奈落迦より又泥梨より此よ翻
 一々若器より地獄と地下の獄なるゆへ也
 又黄泉より神代卷と支豆也黄と地の名也

婆沙論曰瞻部洲下過五百踰洛那乃有其獄
踰洛那と由旬の一名一踰洛那と四千里也
日本の上里古野町也

月の下のときさうくこしや 李白と魯公とて

杜子美の詩よ

弦月滿屋梁 猶疑有顏色

夢乃ららもせむぬまういさまれららしき
乃雲河なれよにあひたり 文子此目も何そ
曉りこよ成子より

寰の洞を釣てよあ所定家の名なり

又や見え流すと
暁の爰れ浮橋と絶しき 峯れり山と雲のそ

十三日よ河したるりしせん 周公解夢書曰
福めらむ乃爰とさふまらめらむも成ま

一曰正夢二曰惡夢三曰思夢四曰寤夢五曰喜

夢六曰懼夢

他帝にも夢とせんトて必しはさくろし

史記殷本記曰帝武丁 即位思復興殷而妹
得其佐三年不言政事決定冢宰以觀國風武丁
夜夢得聖人名曰說以夢所見視群臣百吏皆非

也於是乃使百工營求之野得說於縛險中見於
武丁武十曰是也得而与之語果聖人奉以為相
殷國大治 冢宰トハ冢ハ大也。宰ハ宰相也

鄭玄曰武王崩周公為冢宰三年服終將欲攝政

云周禮冢宰以八則治都鄙 注馬融曰距王城四

百里五百里謂之都鄙鄙邊邑也云百工ノ尚書

說命上曰使百工營求諸野得諸傳巖トアリ百工

注三百官ヲ云營トハ夢ニ見タル說カ兒ヲ繪ニカキ木ニ作

テソレニ似タル人ヲ尋子ヤル也野トハ外野トアリ又傳

巖之谿得タリトアリ傳ト云在所ニ溪アリ。ソノ谷ノ岸

ニテ尋出セリ是ハ小序ノ詞也スエノ本經ハ審厥象俾

以形旁求于天下說築傳巖之野惟肖云繪象木

象ニレテ天下ニ尋タルト也傳ヲ說ガ氏トス

唐ノ丁固ト云者ハ夢ヲ夢ニ見テ十八歳ニテ三公ノ位

トナル三公トハ日本ノ三大臣也又晋ノ王濬ト云人深

ノ上ニ刀三ツ落カハルト夢ニテ又刀一ツ落カハルト夢ニ

テ相人ニ占ナセタレハ益カ初ノ守護ト成ラント云

三ツ落カハルト夢ニテ 唐書曰見可退而不退謂

之懷寵懷寵國之甚也我弟と後退して老人

貴人ト云ふへーと也老子経曰不退有咎

唐書曰見可退而不退謂

老子経曰不退有咎

人乃意見いけんよてしるべきのみか

名ともかく 省也しやう惡名あくなのくんとと還かへりて省略しやうりやくすも是

く終はつ一いつきつり舟

波なみよ乃のこめきぬら神かみと吹風ふきかぜのたよりく終はつ一いつきつり舟ふねの物もの

例れいの内うち

入通いりとお咽のど石いしと叫こゑ河か西せい風ふうよて吹ふ風ふうあり

か今いま又また吹ふ入いて東あづま風かぜもれば浪なみ磨こと舟ふね出いるも又また吹ふ風ふう

ゆへ例れいのとき

とよやまよ咽のど石いしよつき終はつひぬ

播磨はりま國くに風土かぜつち記き

難波なんば高津たかつ宮みや御時おんとき明石あかし驛えき家駒けこまと御井おんい之の橋はしよて

作つくる船ふねの足あしもやまきりもぐり一いつ概たいよ七しち段だんとよ

よどりそ舟ふねを早鳥はやどりとらづく常とこにい舟ふねよまたて御おん

食けをたけりト御井おんい乃の水みづとらむ或ある時ときに舟ふねよのこを

控かへれりる人ひとのさりよ

恒とこ言こと乃の大念おほいんじままとんぶらももやもといふあらうれぬ也なり

海うみのあつつひき

拾遺しゆい十七じち雜ざつ秋あきよし屏へい何なによ霧の

編あらわいまつらららくらてゆららあらよ 忠見ちゆけん

秋あき毎まい州しゅうつら編あらわいまつらららくらてゆららあらよ

ののくく町まち

詩經しきやう十七じち公劉こうりゆう篇へん曰いひ乃の積せき乃の倉くら云いふ

積せきとい編あらわいまつらららくらてゆららあらよ

たら津つ也なり 詩經しきやう十九じゅうじゅう其その崇たか如ごと墉かき云いふ 墉かきの城也なりといは

福とつ置たる城郭のまきやう也と

いみきふまぶらして出きめとんらと注る

糸の使須磨巻よわびのまきとびらぶりの氷あり

いづらのまぶらぬまのゆらぐりまきいひま

鏡とんてりこの鏡いー 須磨巻よ紫とま

別ても鏡だにまら抱きい鏡とんてまらぶ

はらりする海まどもわらうけ也

あがりする与謝の海ま人誇り浦内あら霞はま

いひまたよ 引介不及

箱うちもあつたはくもわらはずいひまたよ

仙源抄云 正身 正自身

万よつうまのまじとらと一うすら也とか

せいで すらい不意也秘ん比るがうわとる也

万事と不及とれと中庸のまらとせと

いひまはま

淡路を河波渡者か一月れをいひまら

いひまら淡路の橋 神代巻上乃五枝よ起々小

鴻皆是潮沫凝成者矣又淡路洲とすら夏心

い海に水の凍りやまはせしゆら淡路洲といふ

わらうとつていふ 廣陵散 琴曲也 廣 古曠切也 三重反

實技
晉^六嵇康^六宿^六華陽亭^ニ彈琴^ヲ夜半^ニ夢有客^來曰^レ我是^六亮^六
時^ガ樂士^{伶倫}也^也今^ニ授^テ廣陵散^ヲ自是^レ叔夜^{琴名}大震^ニ
于世^ニ矣

實技云^レ曲家^子と申^せらる^る人^一一^一は^レ以^テ愛^レ
にも^同一^一海^のり^りの^れ海^とつ^つと^あれ^れ
今^{源氏}の^いい^りり^りし^し彈^トは^りり^り一^一

竹卷^注 意^多云^レ三密^六六^六渡^の法^也

密^ニ明^ニ筆^切勸^也也^{勸勉}也

法藥中卷^曰三密^者一^身密^如法^統契^印召^請聖^衆
衆^是也^二語^密如^密誦^真言^令文^句了^々分^明無^二

認^語也^三意^密如^密住^瑜伽^相應^白淨^月圓^滿觀^觀
善^提心^是則^曰三^善提^瑜伽^者謂^住法^界不^二
意^也三^善提^者一^行願^善提^二勝^義善^提三^三摩^三
地^善提^也瑜^伽上^六平^等上^云義^也二^摩耶^上六^禪定^ノ
ノ^ト也^散亂^ノ心^地ヲ^除テ^寂靜^ノ意^地ニ^住ス^ル云^又
理^ヲ云^三密^瑜伽^上モ^云瑜^伽論^第一^卷ノ^音義^三瑜^伽
上^六相^應上^云夏^也云^三善^提上^六道^也又^三密^上六^身口^意
ノ^三三^密神^妙ノ^悟ノ^沙汰^{アリ}
か^きか^り一^一路^へる^路を^いふ^とく^すゆ^ゆ
古今^序曰^怨者^其吟^悲

さしのごと

筆秦蒙恬所作也コノ蒙恬ハ齊人也

秦ノ昭王ニ仕タリ始皇ノ父ノ莊襄王ヨリ始皇帝即

位アリテ七ヶ年ニテ武將タリ七年ニ卒ス趙高ガ

謀ニテ殺ス殺タ時ニ蒙恬モ毒ヲ吞テ自殺シタリ

二世皇帝胡亥之時ニハナキ人也

入る詔書ひのりーにありて

河内ハナ 兼威兼 集集云云 毘

留法師のありあり

この猶よあふんとあつてつゝありけりあつ人色

比巴いきてありく法師也當時の盲自のぞ

小石記云召留留法師令畫才藝給小禄寛和元年

七月十八日

地のごありあら海つからに中く暮秋の花のみら

れ盛るるなり 二月の初乃氣也家と定家

いそぎもあつたり浦の昔屋の秋乃夕言

け定家乃方といて兼載教句よ

いふらふありつる乃昔屋

たが門

ゆゑ雷も打きたく水鶏たが門つてつれぬるん

前大王 親王の唐名と大王といふ帝王のゆゑあり

ふりのひぐみよ 筆三つてふ女のありとるける

ふしとまきとていふれとつひとれい 壽玄法師

松月と年訓より山所い琴を琴たつてりたり

け壽玄の拾遺九の作者也河海云山所野伏い世を

遁て山林よ伏と云

きりりるまらまひやいらん

催馬楽 倭 伊勢海

伊勢の海乃きりり満よ垣びいよ神馬藻や似建

貝や拾えんむやいらん

けいい垣の干らる間也

恒吉の祓を教くどめりてい十八年より作りぬ

新と立一より十八年也此世の娘い十八より年た

けらる一よ茶巻お山の物語は國司よりいれ

いけいふすとあり若紫よて源氏の年十七也

それより今と九ヶ年より也源氏今廿六也

せじれ衣も也 後拾遺七賀寺後朱菴流むまれ

まを流して七夜よりみゆる 前大納言公仁

いけるれ衣の神せむくさこの石ともいふつる

こののうと盤石劫也ち十九代後朱菴流い三十九代

一條流弟を子して寛弘三年己酉のとき誕生

これい物語と同一時代也

に書つけしはなほよくうらや 大伴 墨

あせんよへのみちをさしきん 沖津むもとづくはに

へたと 齧也 川ぞいの敷やみらここのし女也

ふの地とるやじつな

さうさまのいんさく人のいぶきまふの地なる 一糸は内方

うみんらのわびや海よりいさかひいさかひの 一糸は内方

一糸は内製の詞よわつし 一糸は内方

不實抄出云と句いへぬ 一糸は内方

このちらと敷いへん 一糸は内方

川の端よか 一糸は内方

と 又義深氏 一糸は内方

てま 一糸は内方

ぬ 一糸は内方

し 一糸は内方

第本巻詞 一糸は内方

らん 一糸は内方

た 一糸は内方

古今十九 一糸は内方

ふ 一糸は内方

ありぬ 一糸は内方

あ 一糸は内方

は 一糸は内方

つぎふより天愛さるるなり殿の湯玉より
七代の大成と中宗ともなり湯玉乃玄孫也
け阿桑穀の異ありと尚書にも史記本紀にも
のせり大成とて毫都に祥あり祥の字の悪
き方へもつうとつて是也桑と穀とが少の字は
朝廷よせし一暮よかひもなり行よ大に成り
帝是と係階は同姓へ帝徳よりけり此あり惟也
とよりより徳と流しひし其本が枯らゆへ
は貴く中宗と号しなり
此めよりいひ流して 辛七代之條院實弘八

辛亥年十月十日即位の後以耳目あきり
ららるるをいひせりされ民部は元方の具
より作り又寛義供奉り具ともく供奉
の僧官也

つぎつらへ都より
諸侯主表充官之律帝昭以為充下也漢法地
道尊右故謂殿秩為充遷捨天子は諸侯為充官
と殿秩也秩語也 禱居 説文曰禱也廣韻
曰禱責也
三年とらよすくま

辨引卷八

如文

令書獄令曰凡流後人

至配所六載以後聽任即本犯不應流而特配流
者三載以後聽任源氏君ありしれりるるる
除名せられり。えくい六年。いやくい二年して出仕
まべきの故よ二年とばよさそくとり又赦よ二
色あり常赦ハ八鬼の罪と除てそ外と免さる又大
赦とりつハ非常の大赦もいハ八鬼とも忌ゆる
さる也人皇のりもつるるるるれハ別勅よま
りもる也源氏二年と経すして赦免ありきも
帝のり也河海は三年の文と引ハ誤也徒罪よ
徒ハ^ぬ士と^さ奴りてせあつよ也流刑よりハ輕罪也

徒一年徒二年徒三年とて役よさるる也

徒^シ虞^ノ顔^平色^氣取^門黨^一
王^篇曰^達胡^切歩^行也^{カキ}

山^養云^花鳥^文ハ^律ニ^{アリ} 律^十卷^刑 令^十卷^法度^ヲ記^ス

貞^観格^十卷^延喜^式五^十卷^以二^部ハ^律令^ノ二^事ヲ^以テ^共時^々ノ^政ヲ^アカ^ス

律^第一^名例^第一^曰凡^除名^者官^位勲^位悉^除課^一

役^從本^色六^載之^後聽^叙免^官者^三載^之後^降先^一

位^一等^叙唐^律注^除名^者官^爵盡^除故^課役^從

本^色也^免官^者免^所居^三源^氏ハ^除名^も免^官也

定^まる^るみ^づく^るる^るに^さる^る人^也い^はれ^ば免^官也

とも二年ととも三年とてけ律の文とつり

わさきの 格夜万 ワカヨ くらぐつはあつらんかきし

今下句と用也

何さきの月と花と月と花と月と花と月と花と月と花と

あよぶら 思共万 オモトモ

うよぶらつぎんまゆんむは時入はのそいさつし月

秋の巻乃月毛の匂よ 川守詞斗と申

何 久方の月毛の匂と打もあつらんあつらんあつらん

月つれら松の戸はさつらぐりさつらけさつら打もあつらん

松乃戸をさつらひよさつらさつらめらん月あつらん

昔の歌と云はれぬの昔の歌

何 妻とともさつらさつらめ昔さつらさつらんあつらん

抱ひさつらあま 川守詞斗也

何 家も何白く女節人抱ひさつらさつらんあつらん

らひさつらあま

何 忘れと松葉さつらさつらさつらさつら乃山の松と云はれ

松らさつらあま

君とあつらさつらさつらさつらさつら乃松らさつらあま

女君のさつらさつらさつらさつらさつらさつら命

須磨巻よ第百

何 何れか命さつらさつらさつらさつらさつらさつら

しはよかほりていんのかまごりや

源氏の好色をて一斗酒をつくせりと敗る詞也

是春秋の文法也

春秋三莊十七年秋鄭詹自齊逃來

敗る詞也春齊人執鄭詹不能伏節守死以解

國患而遁逃荀免書逃以敗之

男といふ

とらり力とてふらひて人の命れかゝるは必

枯らり一本のまほかららして

寒灰更煖枯樹復榮 續日中記

とらりまほらりてあれ蛭乃子の足はきり年へまら

とらりまほ海の一足大海またつとも海

とらりまたの字とすみてふひけは定家天後かま

渡津海と申はらりともへらあれとあづこま

らん也蛭子乃足はらりて神代卷上九枚めよ

いづく次生蛭児雖己三歳脚猶不立とい詞の

らん之歳とらりて頃磨子三年とさしつらん也

家まらぬらあらららと觀祚のすもふ

あらりて用也海祚 神代表下 海祚 神代表上

のそらららららとさしんとせもらぬはら

一君^{百十}よりとまへしうかれし^{百令} 杖^杖敷^敷よりうかれし

ま^まのい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

ま^ま相^相の^のう^うり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也^{朱彦俊}

み^み又^又ま^まの^のう^うり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

と^とせ^せあ^あり^り ^{神代卷上四枚云}以^以礮^礮馭^馭盧^盧嶋^嶋為^為國^國中^中

之^之相^相而^而陽^陽神^神左^左旋^旋陰^陰神^神右^右旋^旋分^分巡^巡國^國柱^柱同^同會^會一^一面^面

三^三伊^伊弉^弉諾^諾伊^伊弉^弉冊^冊尊^尊の^の二^二神^神の^のゆ^ゆ也

ま^まけ^けき^きう^うり^りの^の浦^浦は^は洞^洞旁^旁の^のう^うり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

二百五 ^{二百五} 君^君の^のゆ^ゆり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

け^けの^のゆ^ゆり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

と^とま^まの^のゆ^ゆり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

名^名の^のゆ^ゆり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

一^一の^のゆ^ゆり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

月^月の^のゆ^ゆり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

と^とま^まの^のゆ^ゆり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也

日本紀曰^{日本紀曰}允^允恭^恭天^天皇^皇以^以蘭^蘭拂^拂蠖^蠖

王^王篇^篇曰^曰蠖^蠖亡^亡後^後切^切小^小飛^飛曳^曳 ^{河海云}目^目の^のゆ^ゆり^り

の^の飛^飛曳^曳也

名^名の^のゆ^ゆり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也 ^{後撰上洞忠}

の^のゆ^ゆり^りは^はい^いま^まづ^づと^とら^らん^ん也



